

奈良県告示第五号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第九号）第三条第五項において準用する同条第一項の規定により、指定した土地の区域を次のとおり廃止した。

廃止後の土地の区域は、令和八年四月一日から適用する。

なお、関係書類を、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全課及び当該市町村の区域を所管する土木事務所並びに当該市町村の関係課において縦覧に供する。

令和六年四月一日

奈良県知事 山下 真

市町村	土地の区域
広陵町	大字広瀬の一部